

小田原市高齢者実態調査及び介護保険利用者等調査 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「小田原市高齢者実態調査及び介護保険利用者等調査業務」を実施するにあたり、最も適した委託先を選考するために実施するプロポーザルの内容について、必要な事項を定めるものです。

2 契約に関する基本事項

(1) 契約の件名

契約の件名は、「小田原市高齢者実態調査及び介護保険利用者等調査業務」（以下、「業務委託」という。）とします。

(2) 委託内容

別紙「小田原市高齢者実態調査及び介護保険利用者等調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託先の選定

プロポーザル方式を採用し、プレゼンテーション審査を実施します。

(4) 契約時の仕様書の策定

企画・提案内容の仕様書への反映等については、小田原市（以下、「市」という。）と協議を行い、仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとします。

(5) 契約期間

契約期間は、契約締結の日から平成29年3月31日までとします。

(6) 委託金額

委託上限金額は、6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

3 応募資格要件

次の要件を満たす者とします。なお要件の基準日は、書類提出日とします。ただし、備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであり、小田原市の契約案件において、過去2年間、同条の第2項の規定に該当しない者。

(2) 過去半年以内に小田原市若しくは、他の地方公共団体又は国から指名停止処分を受けていないこと。

(3) 経営不振の状態にないこと。

(4) 高齢者福祉、介護保険事業に精通し、過去3年間に、高齢者実態調査、介護保険利用者等調査、日常生活圏域ニーズ調査等の業務について実績があること。

(5) 緊急時の対応が確保できていること。

(6) プライバシーマーク又はISO27001/I SMSの認証を取得していること。

(7) 「かながわ電子入札共同システム」による平成28年度競争入札参加資格者名簿（一般委託）に登録されていること（営業種目は問わない）。また、平成29年度競争入札名簿にも登録予定であること。

4 審査方法

公募型プロポーザル方式によることとし、小田原市高齢者実態調査及び介護保険利用者等調査業務選定委員会が審査します。

5 審査スケジュール

別紙「プロポーザル審査スケジュール」のとおり

6 参加表明

本業務委託公募型プロポーザルに参加を希望される方は、「3 応募資格要件」をご確認の上、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）：1部
- ② 会社の事業概要がわかる会社案内等の資料（任意様式）：1部
- ③ 業務受託実績書（様式2）と契約書※の写し：1部
※契約書について、開示できない情報は黒く塗りつぶして提出してください。
- ④ プライバシーマーク又はISO27001 / ISMSの認証取得を証する書類の写し：1部
- ⑤ 3年分の財務指標（様式3）：1部

(2) 書類の提出方法等

① 提出方法及び提出先

平成28年10月27日（木）午後5時までに郵送又は持参にて提出してください。
なお、郵送で提出する場合は、封筒の表面に「高齢者実態調査及び介護保険利用者等調査業務委託公募型プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかとしてください。

[提出先] 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300

小田原市福祉健康部高齢介護課高齢者福祉係

② 受付期間

募集開始から平成28年10月27日（木）までの開庁日のうち、午前9時から午後5時まで（郵送の場合は同日午後5時必着）。

7 質問

質問がある場合は質問書（様式4）を提出してください。

(1) 受付期間

平成28年10月20日（木）午後5時まで

(2) 提出方法及び連絡先

Eメールで提出してください。「korei@city.odawara.kanagawa.jp」に送信してください。メールのタイトルは「高齢者実態調査及び介護保険利用者等調査業務委託公募型プロポーザル質問書」とし、送信後、電話で連絡してください。

（電話0465-33-1842 高齢介護課 小藪宛て）

(3) 質問への回答

10月26日(水)までに市公式ホームページ上で随時回答を掲示します。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

提出書類は、すべてA4サイズ(調査票などの各種サンプルは除く。)とし、各ページの中央部にページ番号を付し、表紙・背表紙を付け、左綴じとし(ファイル可)、以下の①から④ごとに書類名が分かるようにインデックスを付し、正本1部、副本5部を提出してください。

- ① 提案書表紙(様式5)
- ② 提案書本書(任意様式)
- ③ 実施体制調書(様式6)
- ④ 見積書(任意様式)

(2) 書類の提出方法等

① 提出方法及び提出先

平成28年11月1日(火)午後5時までに郵送又は持参にて提出してください。なお、郵送で提出する場合は、封筒表面に「高齢者実態調査及び介護保険利用者等調査業務委託公募型プロポーザル企画提案書在中」と朱書きし、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかとしてください。

[提出先] 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300

小田原市福祉健康部高齢介護課高齢者福祉係

② 受付期間

募集開始から平成28年11月1日(火)までの開庁日のうち、午前9時から午後5時まで(郵送の場合は同日午後5時必着)。

9 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時

平成28年11月11日(金)、市が応募者ごとに指定した概ね20分間。(その他に質問時間10分程度。)

(2) 実施場所

小田原市役所本庁舎内(小田原市荻窪300)

※実施時間、詳細な場所については、平成28年11月4日(金)までに別途通知します。

(3) 注意事項

- ① プレゼンテーション審査の発表を行う者が、受託した場合の担当者となる実施体制をとること。また、出席者は最大3名までとします。
- ② スクリーン、電源2口、マイク1本は用意しますが、その他のPC、プロジェクタ等必要なものがある場合は提案者が用意してください。
- ③ 当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションしないください。

10 選定方法

(1) 委託業者の選定・審査方法

公募型プロポーザル方式とし、審査会の委員が、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査します。各審査員の評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点の最も高い者を優先交渉事業者とし、総合評価点が2番目に高い者を第2位優先交渉事業者とします。この場合において、総合評価点の同じ者が二者ある時は、見積金額の低い応募者を上位とします。なお、応募者が一者だった場合は、審査員の評価した評価点の平均が60点未満である場合を除き、当該応募者を優先交渉事業者とします。※総合評価点は公開しません。

(2) 評価基準

評価項目	
	評価の視点
1	実績
	① 本事業と同類業務の実績があるか
2	業務の実施体制・担当予定者の能力等
	① 当該業務に関連する法令等について理解し、遵守が見込まれるか
	② 十分な知識と経験を有する者を配置し、連絡・相談体制が整っているか
	③ 個人情報の保護について十分に理解し、対応しているか
	④ 適正な工程管理が提案されているか
	⑤ 各電算処理は的確に行われるか
	⑥ 各印刷物の校正について柔軟な対応が見込まれるか
3	提案内容の創造性
	① 高齢者に見やすい、理解しやすいデザインの調査票を提案しているか
	② 調査結果を多面的な視点で分析する提案をしているか
	③ 図表等を用い、見やすく、理解しやすい報告書の作成を提案しているか
	④ 圏域ごとの特徴が分かりやすい報告書の作成を提案しているか
	⑤ 課題解決に向けた方策や今後の事業展開等の提案があるか
	⑥ 独自のノウハウや強みを発揮した提案か
	⑦ 仕様以外に市が採用したいような提案があるか
4	積算額の妥当性
	① 妥当な根拠に基づいて積算しているか
	② 必要な経費は全て計上されているか
	③ 予算の範囲内であるか

(3) 業者選定結果通知

平成28年11月14日(月)優先交渉事業者をホームページに掲載するとともに各応募者へ通知します。審査結果に対する問い合わせ、異議については一切応じません。

1 1 提案の無効に関する事項

次の各号の一に該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき。
- (3) 優先交渉事業者の選定時点において本実施要領に掲げる資格のない者が提案したとき。
- (4) 2件以上の提案をしたとき。
- (5) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき。
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (7) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき

1 2 その他

- (1) 応募するために掛かる費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は日本円とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 提出された書類は、業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (5) 提案募集に参加する者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (6) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に係わらず、提案書を提出した事業者に帰属します。ただし、市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は著作者人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は本業務以外の目的で使用することはありませんが、提案書は「小田原市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものは、その旨を明記し、該当する部分を明らかにしてください。

以上